



平成 28 年 12 月 6 日

各 位

会 社 名 ファーストコーポレーション株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 中村 利秋
(コード番号 1430 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 能宗 啓之
(TEL 03-5347-9103)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 28 年 12 月 6 日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部または市場第二部への市場変更につき承認をいただいております。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所における上場市場の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社は、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県の一都三県）において、分譲マンションに特化した建設工事の施工を中心に、マンション・デベロッパーへの事業化提案も行う「分譲マンション建設事業」を行っております。平成 23 年 6 月の当社設立以降、「より良質な住宅を供給し、豊かな住環境に貢献する」という社是及び「安全・安心・堅実」という基本方針のもと、より良質な住宅を供給するという社会的使命を果たすべく、事業に邁進してまいりました。さらに、現在、平成 28 年度を初年度とする 3 ヶ年の中期経営計画「Innovation2016」を策定し、当社の事業エリアである東京圏での確固たる地位を確立すべく、事業を推進しております。

当社を取り巻く経営環境につきましては、雇用環境の改善、政府による住宅取得支援策や税制優遇措置の拡大・延長、消費税増税の延期、住宅ローン金利の低下等の下支えにより、建設需要は引き続き底堅く推移していくものと予想しております。

このような経営環境のもと、当社は、マンション用地を確保し、マンション・デベロッパーに対し土地、建物を一体とする事業プランを提案し、特命で受注する「造注方式」による事業展開に注力しております。「造注方式」においては、当社がマンション用地の確保をしたうえで、建物のプランの作成等、一連の開発事業を企画し、マンション・デベロッパー等に提案するもので、マンション建設用地を確保した当社が、マンション・デベロッパーを選定し、条件を交渉するため、「入札方式」より良い条件での契約締結が可能となります。

以上のようなことから、本資金調達による調達資金については、「造注方式」におけるマンション用地仕入の決済資金に充当することを予定しております。当社は、今般の東京証券取引所における市場変更を新たな成長への転換点と位置づけ、収益基盤を強化しつつ、資金効率を高めながら確実に事業を推進し、更なる経営基盤の強化を図ることにより、当社の企業価値向上に努めてまいります。また、本増資による自己資本の拡充が、財務基盤の強化を通じた強固な経営基盤の確立に繋がるものと考えております。

なお、当社株主を売出人とする株式の売出しにつきましては、当社株式分布状況の改善及び流動性向上を図ることを目的としております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,000,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成28年12月13日(火)から平成28年12月15日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成28年12月22日(木)
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 中村 利秋に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,146,000株
- (2) 売出人及び売出株式数
- | | |
|-------|----------|
| 飯田 一樹 | 600,000株 |
| 中村 莉紗 | 200,000株 |
| 中村 建二 | 200,000株 |
| 中村 利秋 | 100,000株 |
| 印南 研二 | 30,000株 |
| 横山 一夫 | 16,000株 |
- (3) 売出価格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 売 出 方 法 売出しとし、みずほ証券株式会社（以下「売出しにおける引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（売出しにおける引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 28 年 12 月 26 日(月)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 中村 利秋に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、引受人の買取引受による売出しも中止する。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 310,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 310,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 平成 28 年 12 月 26 日(月)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 中村 利秋に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び「2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 310,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、310,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得するために、みずほ証券株式会社は 310,000 株を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成 29 年 1 月 13 日（金）を行使期限として、上記当社株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 29 年 1 月 13 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

- | | | |
|-------------------|--------------|----------------------|
| (1) 現在の発行済株式総数 | 12,109,040 株 | （平成 28 年 12 月 6 日現在） |
| (2) 公募増資による増加株式数 | 1,000,000 株 | |
| (3) 公募増資後の発行済株式総数 | 13,109,040 株 | |

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集に係る手取概算額 815,000,000 円につきましては、全額を平成 30 年 5 月期までにマンション用地仕入の決済資金に充当する予定であります。なお、上記調達資金につきましては、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

当社は、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県の一都三県）において、分譲マンションに特化した建設工事の施工を中心に事業を展開しており、一般的な「入札方式」に加え、「造注方式」での事業を推進しております。「造注方式」とは、当社が土地情報の収集を行い、マンション用地を確保し、その土地に建設するマンションを一体とした事業計画を造り、その企画を複数のマンション・デベロッパーに提案し、その結果、建設工事を特命で受注するビジネスモデルです。従前の「入

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

札方式」においては、マンション・デベロッパーが一番良い条件を提示したゼネコンに発注するのに対し、「造注方式」においては、当社がマンション用地の確保をしたうえで、建物のプランの作成等、一連の開発事業を企画し、マンション・デベロッパー等に提案するもので、マンション建設用地を確保した当社が、マンション・デベロッパーを選定し、条件を交渉するため、「入札方式」と比べて当社の交渉力が高まることにより、より良い条件での契約締結が可能となり、高い利益の確保が見込まれるようになります。

マンション用地の確保には迅速な対応が重要であり、土地の仕入を行う「造注方式」においては機動的な土地仕入が重要となります。本資金調達により手元資金を厚くし、機動的な土地仕入を行うことで、「造注方式」による案件を増加させていくことを考えております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

平成 29 年 5 月期の業績予想については、平成 28 年 7 月 8 日発表の業績予想より変更はありません。

今回の調達資金を上記 3. (1) に記載の使途に充当することにより、財務基盤の強化を通じたより強固な経営基盤の確立に繋がるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要施策の一つと考え、現在及び将来の事業展開や設備投資及び内部留保金の確保等を総合的に勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当方針につきましては、配当を期末に 1 回行うことを基本的な方針としており、業績や財務状況等を総合的に勘案して決定することとしております。剰余金の配当の決定機関は、中間配当及び期末配当ともに取締役会であります。現在の利益還元方法は、当期純利益の 30%を原資とする業績連動型としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、今後の事業成長を長期的に維持するための積極的な投資に活用してまいります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 26 年 5 月期	平成 27 年 5 月期	平成 28 年 5 月期
1 株当たり当期純利益	16.39 円	48.59 円	88.48 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	－円 (－)	8.75 円 (－)	26.00 円 (－)
実績配当性向	－%	18.0%	29.4%
自己資本当期純利益率	111.5%	67.5%	60.5%
純資産配当率	－%	13.3%	17.9%

(注) 1. 当社は、平成 26 年 12 月 8 日付で普通株式 1 株につき普通株式 30 株の割合で株式分割を、平成 27 年 12 月 1 日付で普通株式 1 株につき普通株式 4 株の割合で株式分割を行っております。1 株当たり当期純利益及び 1 株当たり年間配当金については、平成 26 年 5 月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して算定した数値であります。

2. 実績配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり当期純利益で除した数値です。平

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

成 26 年 5 月期については、配当を実施していないため記載しておりません。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（貸借対照表上の純資産合計の期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 純資産配当率は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。平成 26 年 5 月期については、配当を実施していないため記載しておりません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は会社法の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。なお、一般募集後の当社の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は 2.0%です。

決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本組入額	行使期間
平成 26 年 9 月 3 日	222,000 株	59 円	30 円	平成 28 年 9 月 4 日から 平成 36 年 9 月 3 日まで
平成 28 年 9 月 15 日	10,000 株	1 円	1 円	平成 29 年 9 月 16 日から 平成 49 年 9 月 15 日まで
平成 28 年 9 月 15 日	28,500 株	1 円	1 円	平成 29 年 9 月 16 日から 平成 34 年 9 月 15 日まで

(注) 平成 26 年 11 月 14 日開催の取締役会決議により、平成 26 年 12 月 8 日付で当社普通株式 1 株につき 30 株の割合をもって株式分割を行っております。また、平成 27 年 10 月 15 日開催の取締役会決議により、平成 27 年 12 月 1 日付で当社普通株式 1 株につき 4 株の割合をもって株式分割を行っております。上表の「新株式発行予定残数」、「行使時の払込金額」、「資本組入額」は調整後の内容となっております。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成 27 年 3 月 23 日	有償一般募集 371,680 千円	227,151 千円	185,840 千円
平成 27 年 4 月 22 日	第三者割当増資 141,753 千円	298,027 千円	256,716 千円

(注) 千円未満の端数は切り捨てて表示しております。

② 過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 26 年 5 月期	平成 27 年 5 月期	平成 28 年 5 月期	平成 29 年 5 月期
始 値	－円	2,000 円	4,205 円 □1,175 円	1,020 円
高 値	－円	4,380 円	5,690 円 □1,199 円	1,096 円
安 値	－円	1,701 円	2,980 円 □771 円	691 円
終 値	－円	3,995 円	4,625 円 □1,020 円	898 円
株価収益率	－倍	20.6 倍	11.5 倍	－

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (注) 1. 平成 27 年 3 月 24 日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
2. 平成 29 年 5 月期の株価については、平成 28 年 12 月 5 日(月)現在で表示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の 1 株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。
4. 平成 28 年 5 月期の□印は、株式分割(平成 27 年 12 月 1 日付で普通株式 1 株につき 4 株の株式分割)による権利落ち後の株価であります。

③過去 5 年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4)ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である飯田一樹、中村莉紗、中村建二、中村利秋、印南研二及び横山一夫並びに当社株主である株式会社中村及び齋藤みさをは、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、株式分割、新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付に基づく新株式発行、ストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。